

# 第7次矢吹町行財政改革大綱

令和6年8月

矢吹町

## 目次

1	行財政改革大綱の位置付け	1
	(1) 位置付け	1
	(2) 推進期間	1
2	行財政改革大綱策定の趣旨	1
	(1) これまでの取組み	1
	(2) 行財政改革の必要性	1
	(3) 本町を取り巻く状況	2
	(4) 財政シミュレーション	9
	(5) 令和6年度当初予算編成から見た新たな課題	11
3	行財政改革の基本理念と重点方針	12
	(1) 基本理念	12
	(2) 重点事項	12
4	推進項目	13
5	推進体制	15

## 1 行財政改革大綱の位置付け

### (1) 位置付け

本大綱は、町の最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画(令和6年策定)の基本構想の将来像「人が集い みんなで育み・学び・支えあう さわやかな田園のまち やぶき」を実現するため、限られた財源や人材等の経営資源を最大限に活用し、安定した行政運営を行っていくため、本町が取り組むべき行政改革及び財政改革の方向性を示した計画です。

### (2) 推進期間

本大綱の推進期間は、町の最上位計画である第7次矢吹町まちづくり総合計画との連動性を高めるため、総合計画の期間に合わせて、令和6年度から令和13年度までとします。

## 2 行財政改革大綱策定の趣旨

### (1) これまでの取組み

本町では、昭和60年以降、6次にわたり行財政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など町行財政の健全化・効率化に努めてきました。

これらの取組みにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織・職員体制についても、簡素・効率化の方向で進めてくることができました。

特に、第6次行財政改革では、それまでの「量的」な改革に加えて、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用し、町民が満足する行政サービスをより効果的に提供できるよう「質的」な改革にも着目し、アウトソーシングの活用や、住民と協働の推進、ICTの有効活用などにも積極的に取り組み、財政基盤の確立とともに一定の成果が見られたところです。

### (2) 行財政改革の必要性

行財政改革は、自治体が直面する様々な課題に対応し、持続可能な行政サービスを提供するために必要なものです。特に、最近では新型コロナウイルス感染症への対策や、令和元年東日本台風や福島県沖地震等の自然災害への対応、原油価格高騰に伴う経済対策など、多様化・複雑化する行政課題への対応が求められています。

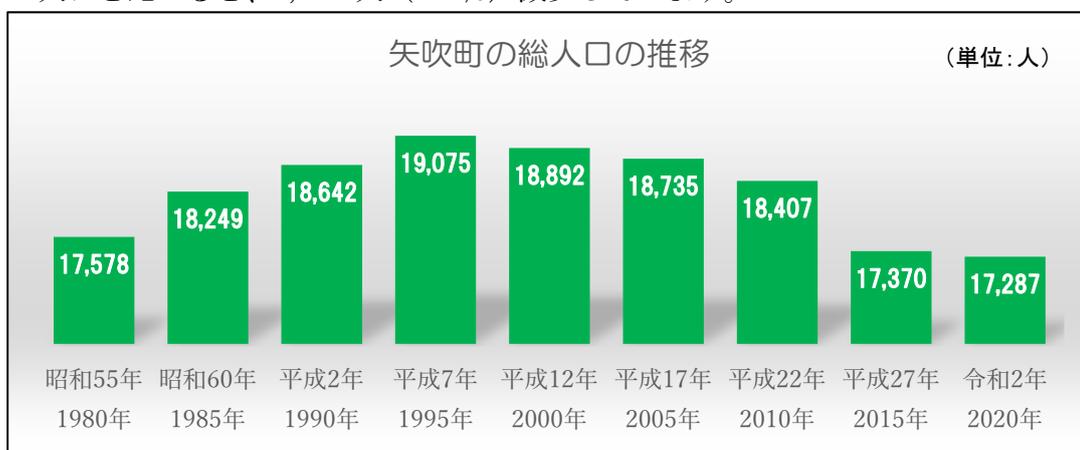
今後は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来によって、地域コミュニティへの不安や社会保障費の増加、税収の減少、労働力不足など、様々な問題が懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、新しい生活様式への移行が急激に進んだことから、自治体DXの推進など、新たな課題への取り組みも求められており、町民のニーズに応え、より良質な行政サービスを効率的に提供するためには、財

政健全化をはじめとする行財政改革の取り組みが必要不可欠となります。行財政改革で示した目標を達成するには、一過性ではなく継続して行っていくことが求められることから、新たに策定する第7次矢吹町行財政改革大綱に基づき、これまでの改革を継続し、より効率的で効果的な行政運営を目指し、行政サービスの向上に取り組む必要があります。

### (3) 本町を取り巻く状況

#### ①人口

本町の総人口は、平成7年（1995年）をピークとして、以降は減少傾向となっています。特に、東日本大震災（平成23年（2011年））後の減少幅が大きく、直近の令和2年（2020年）国勢調査では17,287人となっています。平成7年（1995年）の人口と比べると、1,788人（9.4%）減少しています。

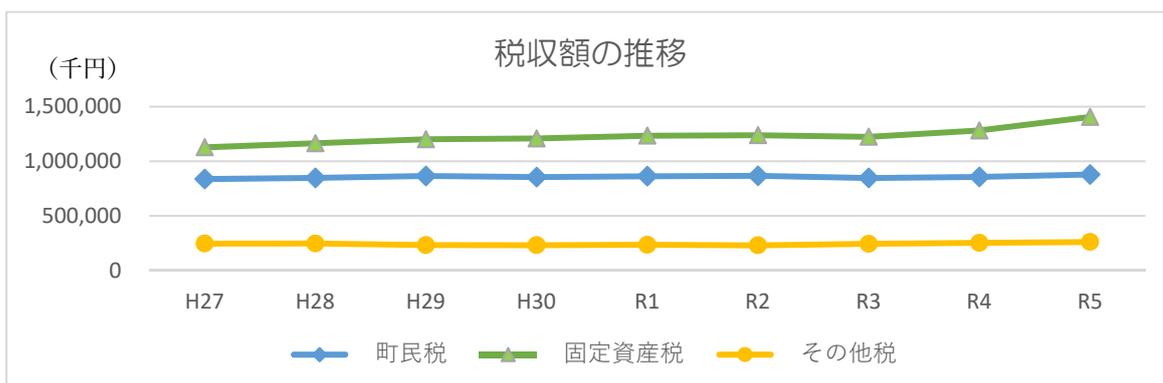


#### ②歳入

##### ア. 町税

ここ数年は横ばいから微増が続いており大きな変動はありませんが、人口減少に伴い個人町民税の課税額が減少するなど、減収が予想されます。 (単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
町税	2,210,315	2,259,263	2,298,749	2,294,431	2,332,364	2,335,736	2,315,070	2,390,808	2,544,516
町民税	836,811	847,682	865,328	854,614	862,803	866,916	847,201	856,602	878,519
固定資産税	1,127,283	1,164,607	1,200,992	1,208,273	1,234,315	1,238,906	1,224,167	1,281,823	1,405,358
その他税	246,221	246,974	232,429	231,544	235,246	229,914	243,702	252,383	260,639

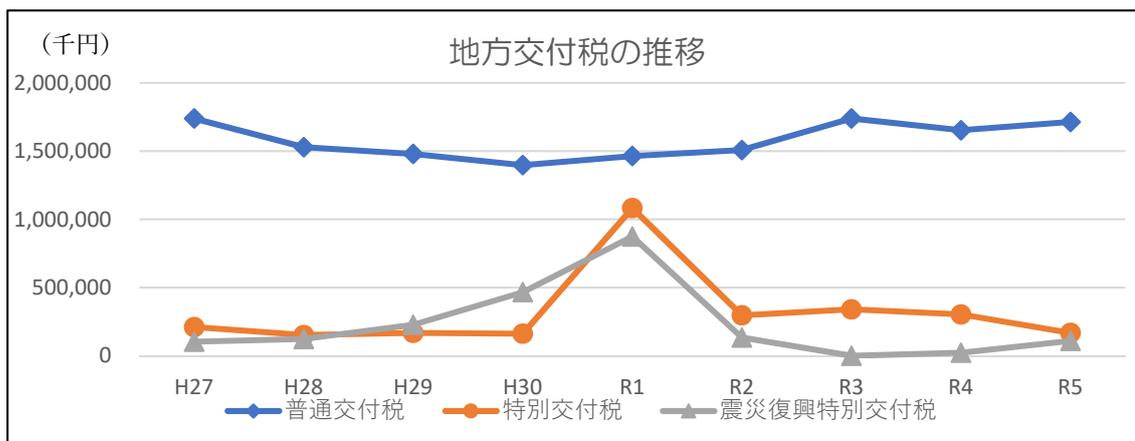


## イ. 地方交付税

令和元年度の特別交付税及び震災復興特別交付税は、災害対応のため一時的に増加しましたが、今後は減少していくことが見込まれます。また普通交付税については、人口減少に伴い基準財政需要額の減少が予想されるため、減少に推移していくことが見込まれます。

(単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
普通交付税	1,738,505	1,528,815	1,479,256	1,397,143	1,464,099	1,507,891	1,738,828	1,652,821	1,713,768
特別交付税	210,731	152,327	168,285	162,029	1,082,494	296,443	340,391	303,122	168,217
震災復興特別交付税	102,841	122,908	226,805	466,101	873,728	133,762	0	22,295	108,959

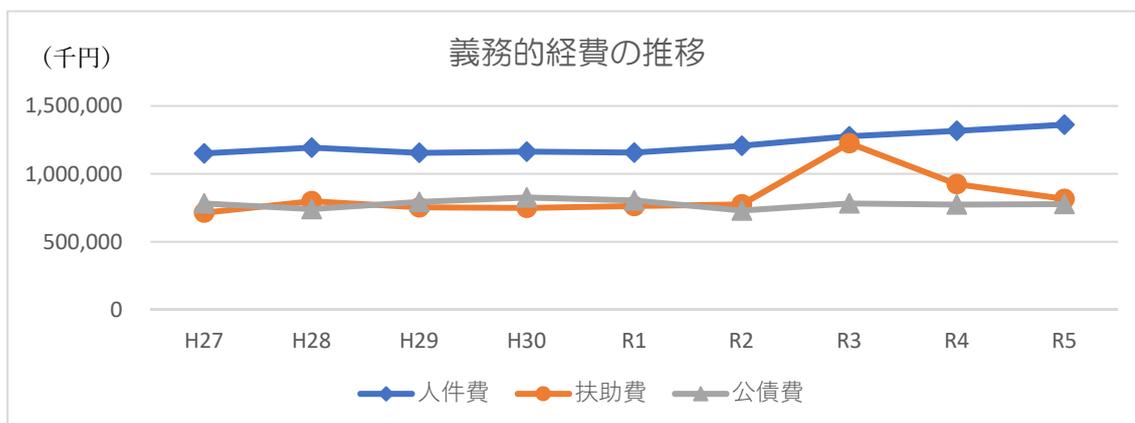


## ③歳出（義務的経費）

公債費は減少傾向にありますが、非課税世帯への給付金等の影響により、扶助費が増加傾向にあります。扶助費については、少子高齢化等の社会情勢により、今後も増加する懸念があります。

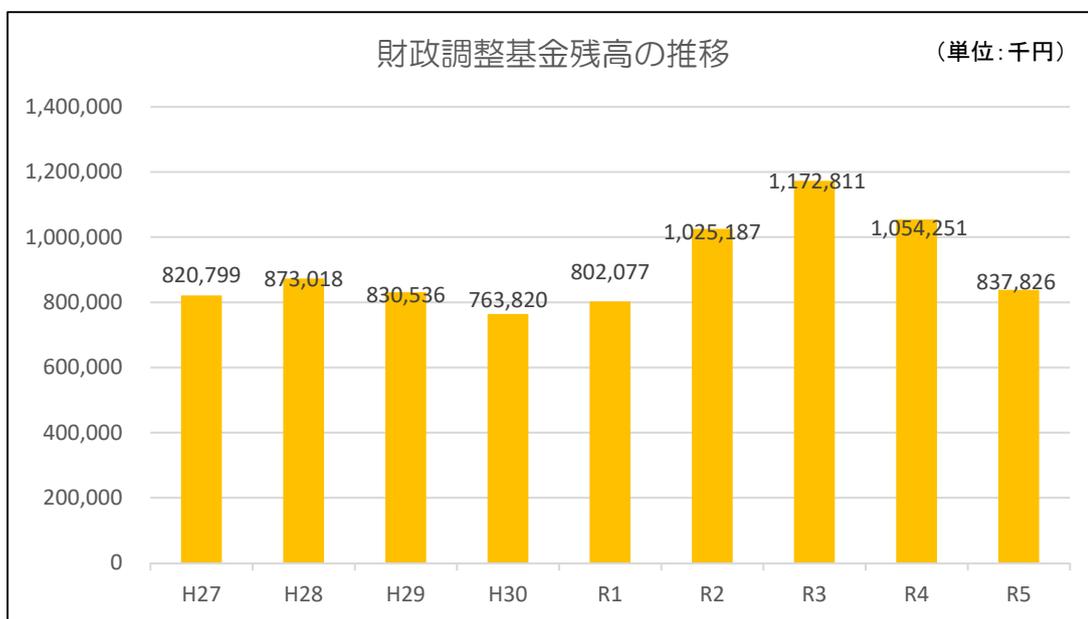
(単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人件費	1,150,473	1,193,108	1,154,726	1,163,187	1,156,313	1,207,227	1,276,167	1,316,992	1,361,556
扶助費	713,682	798,766	753,121	749,225	762,692	774,905	1,225,746	924,290	815,574
公債費	781,805	740,432	793,378	825,719	803,949	729,747	781,921	773,739	777,320
計	2,645,960	2,732,306	2,701,225	2,738,131	2,722,954	2,711,879	3,283,834	3,015,021	2,954,450



#### ④基金残高

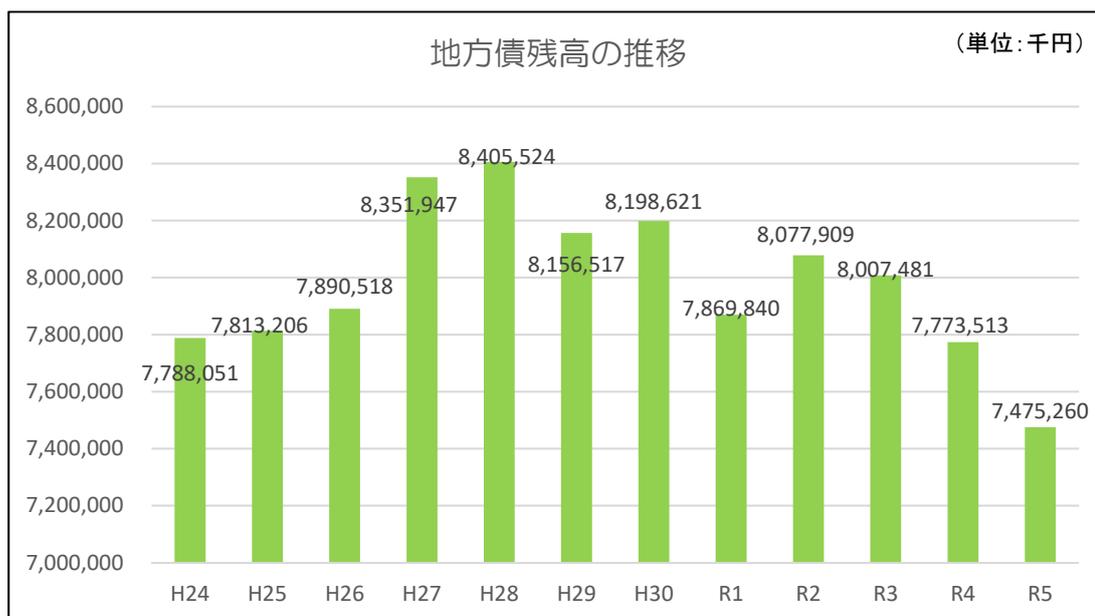
財政調整基金については、適正とされる標準財政規模（約50億円）の10%以上の基金残高を確保していますが、今後の社会情勢等の変化に対応するため、決算剰余金を確実に積み立てるとともに、さらなる積み増しが求められます。



#### ⑤地方債残高

地方債は、地方公共団体の資金調達のための借入で、便益を受けることとなる後世代の町民と現世代の町民との間で負担を平準化することを可能とするものです。

本町では、借入抑制及び計画的な繰上償還によって、地方債の現在高は減少傾向となっております。

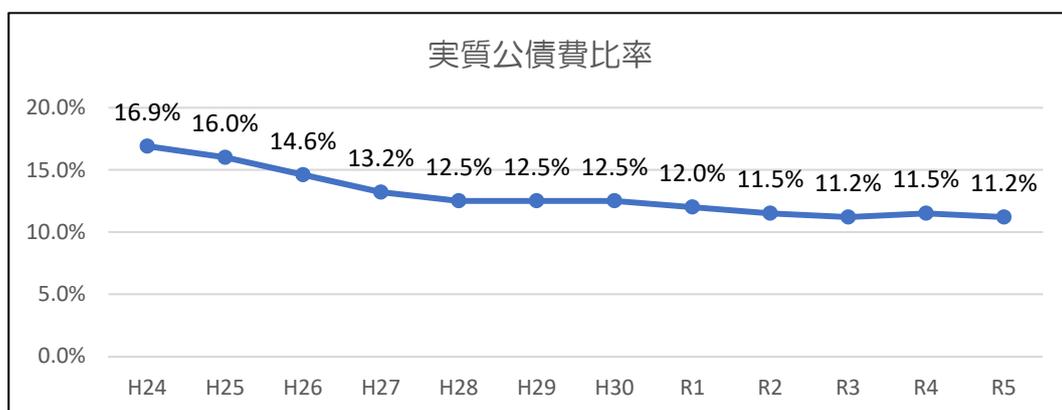


## ⑥財政指標

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実質公債費比率	16.9%	16.0%	14.6%	13.2%	12.5%	12.5%	12.5%	12.0%	11.5%	11.2%	11.5%	11.2%
経常収支比率	86.3%	82.1%	82.0%	80.8%	81.8%	82.0%	84.1%	85.2%	83.4%	83.4%	84.7%	88.6%
将来負担比率	155.0%	141.6%	137.2%	117.8%	112.9%	100.7%	109.2%	103.7%	89.5%	73.1%	72.3%	72.6%
財政力指数	0.50	0.51	0.53	0.53	0.55	0.57	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60

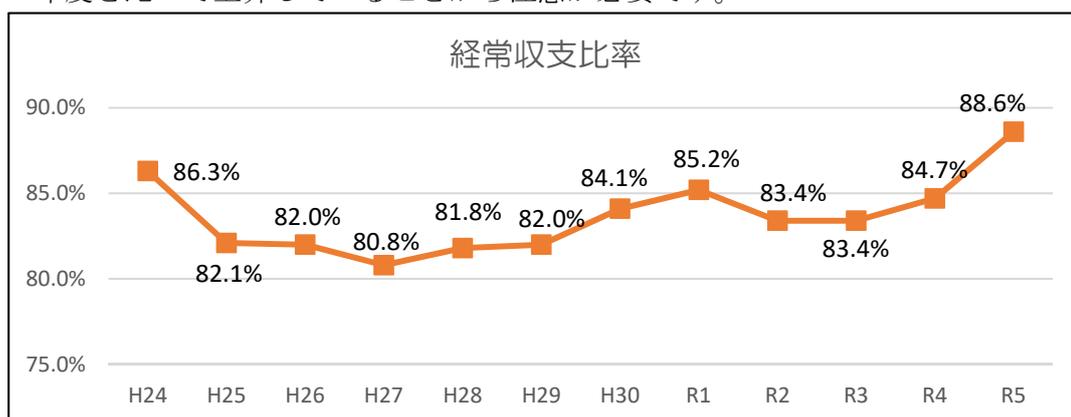
### ア. 実質公債費比率

平成 18 年度から地方債の発行が従来の許可制から協議制に移行したことに伴い導入された財政指標であり、義務的経費である公債費や、公債費に準じた経費の額を、標準財政規模を基本とした額で除したものの過去 3 ヶ年の平均値で算出されます。本町においては、計画的な事業実施及び地方債の繰上償還により、ピーク時の平成 24 年度から大きく減少しています。



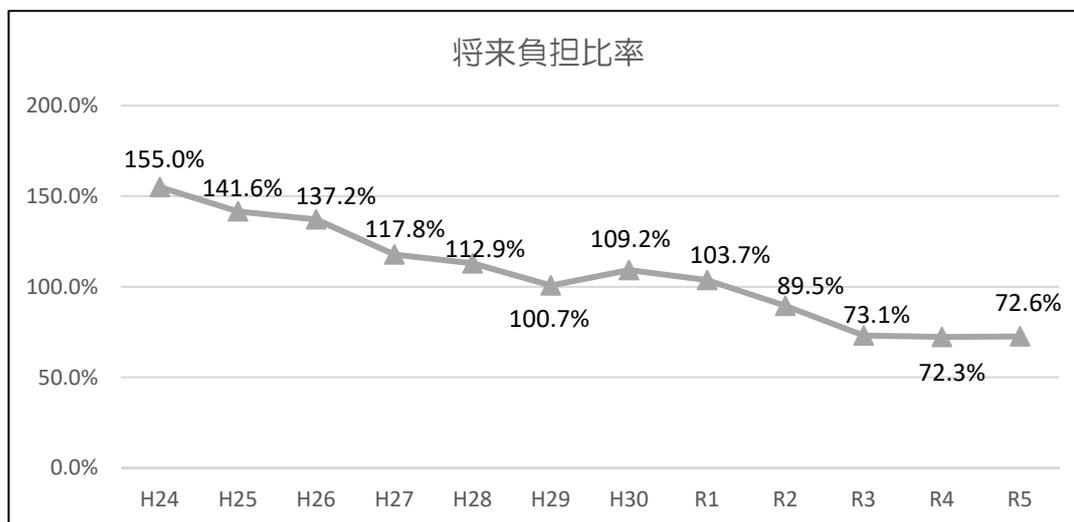
### イ. 経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示しています。比率が高いほど義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の硬直化が進んでいることを表しています。本町においては、令和 5 年度が 88.6%と、令和 4 年度と比べて上昇していることから注意が必要です。



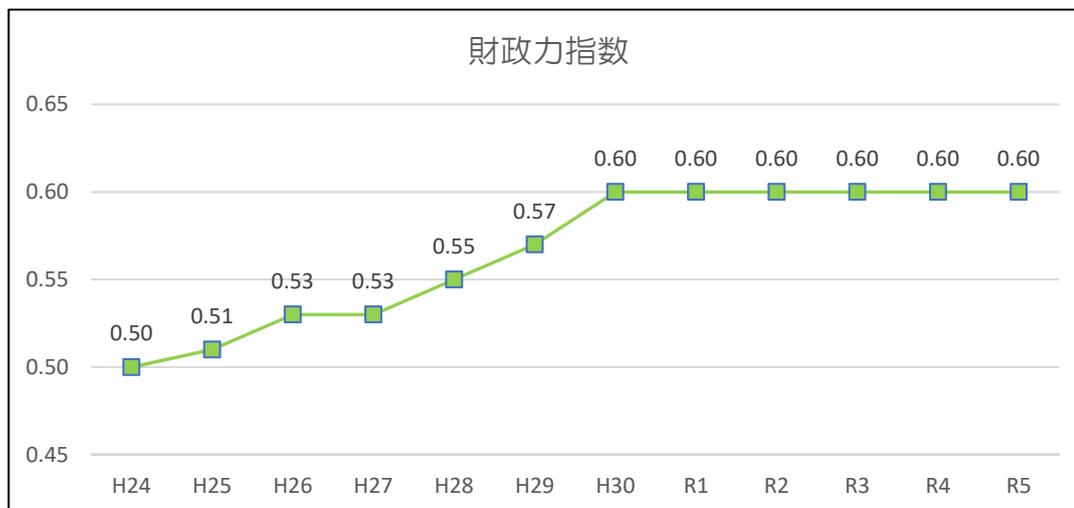
## ウ. 将来負担比率

将来負担比率は、標準財政規模を基本とした額に対して、将来負担すべき実質的な負債の割合がどの程度あるかを示す指標で、比率が低いほど将来の負担が少ない状態を表しています。本町においては、令和5年度が72.6%となっており、早期健全化基準（350%）を大きく下回っている水準です。



## エ. 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、その団体が標準的な行政を行う場合に必要となる一般財源額（基準財政需要額）のうち、どの程度地方税等の収入（基準財政収入額）でまかなえるかを示したもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値をいいます。財政力指数の数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるといえます。本町においては、令和4年度が0.60と、福島県平均（0.46）を上回る数値となっており、令和5年度も0.60と同水準で推移しています。



## ⑦職員定員の適正化

平成 12 年以降、本町では定員適正化計画を作成し、定員の管理・適正化に取り組んできましたが、職員削減数がピークに達しようとしていた平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生し、定員削減によるマンパワーが不足する事態となりました。震災からの復旧・復興にあたり、正職員の採用は最小限に留め、臨時職員、嘱託職員の採用により人員不足を解消し、限られた職員数で対応してきました。

今後、人口減少・少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化への対応、国道 4 号 4 車線化や遊水地整備に係る大規模な事業のほか、新型コロナウイルス感染症以降の新しい生活様式への対応や、激甚化の傾向にある自然災害への備えなど、これまで以上に行政需要が拡大していくことが予想されることから、町民サービスを維持するための人材確保及び育成の取組みが必要となります。



## ⑧公共施設

町が保有する公共施設の数 は 265 施設、総延床面積は 93,751 m<sup>2</sup> になり、町民一人当たりでは 5.6 m<sup>2</sup> (令和 3 年 3 月 31 日時点の人口を使用) となっています。

施設分類別としては、学校教育系施設 (34,158 m<sup>2</sup>、36.4%) が最も多く、次いで公営住宅 (21,074 m<sup>2</sup>、22.5%) となっており、この 2 つの分類だけで全体の約 59% となっています。

この他、道路や橋梁、上下水道施設などもあり、矢吹町公共施設等総合管理計画 (平成 28 年 3 月策定) では、これらの公共施設等をそのまま維持しようとした場合、40 年間で 1,068 億円、年平均約 26 億円が必要と試算しています。

建築後 30 年以上経過している建物も多く、利用頻度や防災機能等、多角的に利用価値を見定めながら、維持・更新を行う施設と、統廃合等を行う施設を整理するとともに、需要に応じた機能集約や移転等の再配置を計画的に行っていく必要があります。

○施設分類ごとの施設数、面積、割合

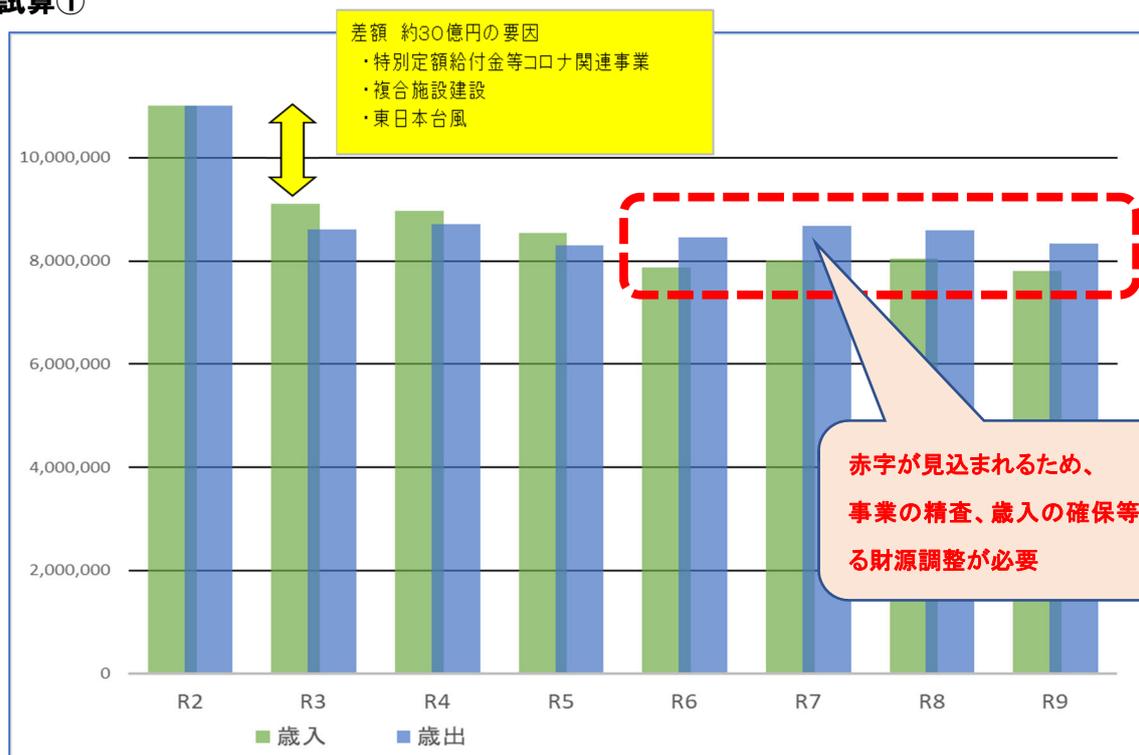
施設分類	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	割合
学校教育系施設	48	34,158	36.4%
公営住宅	61	21,074	22.5%
コミュニティ施設	33	5,686	6.1%
社会教育系施設	7	4,904	5.2%
子育て支援施設	12	4,466	4.8%
行政系施設	31	3,928	4.2%
文化系施設	6	3,157	3.4%
保健・福祉施設	3	3,089	3.3%
体育施設	6	2,559	2.7%
産業系施設	2	1,740	1.9%
水道施設	12	1,597	1.7%
下水道施設	5	1,214	1.3%
公園	25	833	0.9%
その他	14	5,345	5.7%
合計	265	93,751	100.0%

#### (4) 財政シミュレーション

令和9年度までの財政シミュレーションでは、令和7年度以降に想定している「第7次矢吹町まちづくり総合計画」に掲げた大規模事業を見込んだ結果、令和7年度以降、歳出超過になることが見込まれます（「試算①」参照）。

今後、第7次矢吹町行財政改革大綱及び実行計画の取組みにより、事業の「選択と集中」による歳出抑制及び、自主財源の確保や受益者負担の見直しによる歳入強化等を講じていく必要があります（「試算②」参照）。

#### 試算①



(単位:千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
歳入	12,124,663	9,105,279	8,971,463	8,542,914	7,852,000	8,011,350	8,043,839	7,804,573
歳出	11,587,023	8,614,053	8,710,477	8,297,799	8,342,000	8,673,706	8,600,687	8,343,916
収支	537,640	491,226	260,986	245,115	▲ 490,000	▲ 662,356	▲ 556,848	▲ 539,343

※R5までは決算額。R6は当初予算額。R6以降の歳入額に財政調整基金の繰入額は含まない。

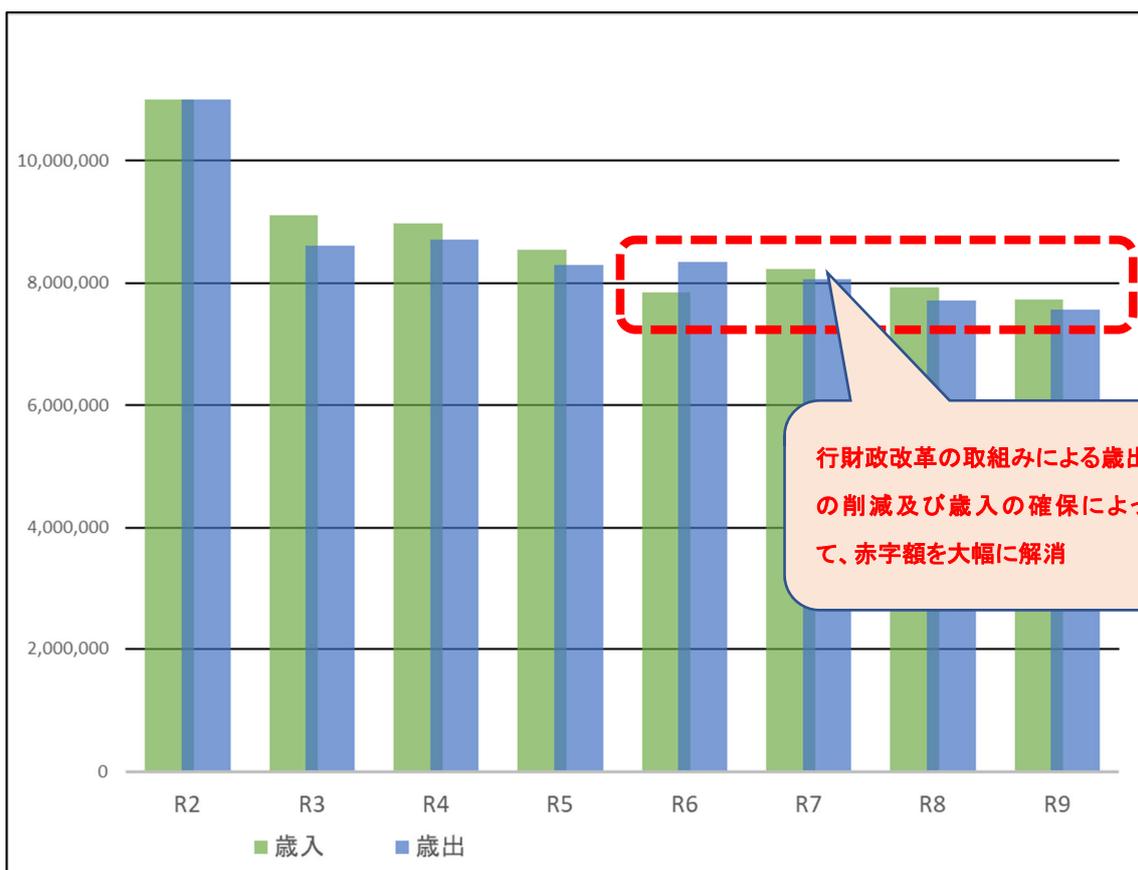
#### ●R7以降の試算方法

- ・令和3年度から令和5年度までの決算額をベースに増減率等を勘案して算出。
- ・見込額のため、歳入額に財政調整基金の繰入額は含まない。
- ・令和7年度以降に想定される主な事業は以下のとおりとする。

#### 【令和7年度以降に新たに発生する見込みの大規模事業】

- ・旧総合運動公園用地造成
- ・幼稚園建設
- ・旧中央公民館解体
- ・三十三観音摩崖仏群維持補修工事
- ・役場庁舎耐震化及び長寿命化

試算② ※行財政改革を反映した場合



(単位：千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
歳入	12,124,663	9,105,279	8,971,463	8,542,914	7,852,000	8,221,967	7,925,256	7,729,690
歳出	11,587,023	8,614,053	8,710,477	8,297,799	8,342,000	8,063,999	7,711,125	7,570,768
収支	537,640	491,226	260,986	245,115	▲ 490,000	157,968	214,131	158,922

※R5までは決算額。R6は当初予算額。R6以降の歳入額に財政調整基金の繰入額は含まない。

●試算①からの主な変更点

- ・ R6 予算額で財政調整基金の取崩しが見込まれることから、不測の事態に備えるため、R9までに標準財政規模の10%（約5億円）の財政調整基金の確保を目標とする
- ・ R7からR9までの収支で毎年1億円のプラスとし、財政調整基金に毎年5千万円を積立する。（1億円×1/2×3カ年＝1億5千万円）
- ・ 受益者負担の見直し及びふるさと納税等の強化等による歳入増を見込む。
- ・ 各種事務事業の見直しによる歳出減の実施。
- ・ 事業の平準化により大規模事業の一部の実施時期をR10以降に見直し。
- ・ 歳出額を対前年度比で一律5%カット。

#### (5) 令和6年度当初予算編成から見た新たな課題

東日本大震災以降の復興財源やコロナ禍の地方創生臨時交付金など、これまで国からの特定財源を歳入として様々な事業を行ってきましたが、アフターコロナにおいて、国の令和6年度地方財政対策は、地方交付税の若干の増額はあったものの、震災復興特別交付税や臨時財政対策債等の歳入財源を大幅に縮小しております。この傾向は、令和7年度以降も続くことが予想されることから、補助金等の依存体質を脱却し、平時の身の丈にあった財政規模に戻さなければ、本町は極度の財政難に陥る可能性があります。

このため、行政サービスを継続して提供するためにも、適正な財政規模への移行に向けた取り組みが急務となっています。

### 3 行財政改革の基本理念と重点事項

#### (1) 基本理念

第7次矢吹町行財政改革大綱では、本町の課題に対応し、まちづくり総合計画で掲げた目標を達成することで、10年後、20年後も持続可能な行政運営を行っていくため、次のとおり行財政改革の基本理念を定めます。

基本理念

**質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営**

#### (2) 重点事項

基本理念をふまえた次の3つの重点事項を設定し、改革に取り組みます。

##### ①持続可能な財政基盤の確立

- ▶ 標準財政規模を念頭に、「選択と集中」による事業見直しにより歳出の抑制を図ります。
- ▶ 受益者負担の原則に基づく使用料、手数料の見直しにより、適正な歳入確保に努めます。
- ▶ 自主・自立的な財政運営を実現するため、町税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、民間からの資金調達、ふるさと納税、遊休資産の売却など、あらゆる角度から自主財源の確保に努めます。
- ▶ 公共施設の集約化・複合化を検討し、老朽化した施設については、必要性を検討し、統廃合・長寿命化による計画的なマネジメントを進めます。

##### ②職員が能力を最大限発揮し活躍できる職場づくり

- ▶ 様々な行政課題に対応していくため、事務事業のPDCAサイクルによる事業活動と成果の分析により、効果的な事業を推進します。
- ▶ 社会情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる組織体制を構築するとともに、計画的な職員採用により人材の確保に努め、組織の活性化を図ります。
- ▶ 質の高い行政サービスを継続して提供するため、職員一人ひとりがその能力を発揮できるよう人材の育成に努めるとともに、働きやすい職場環境をつくりま

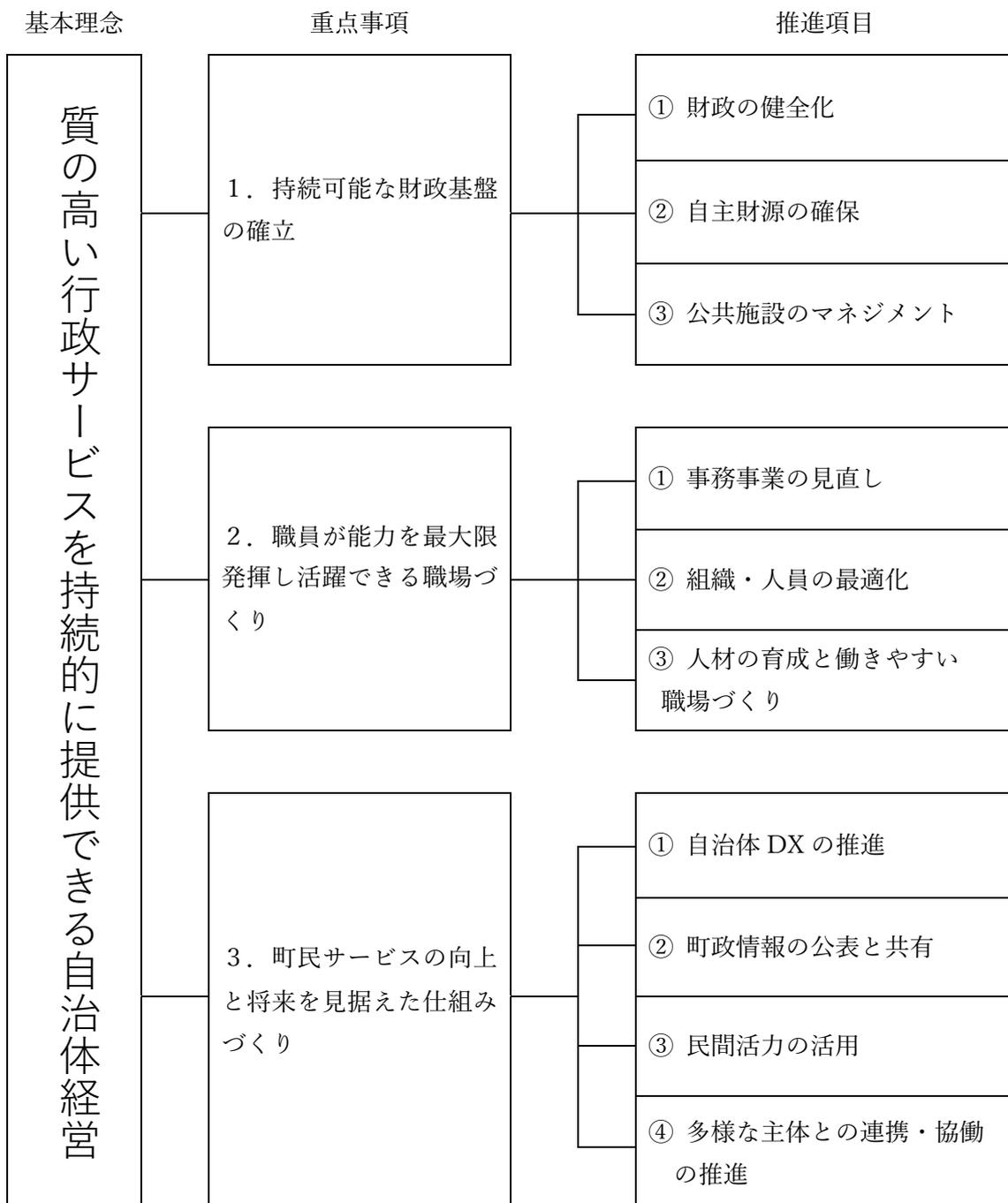
##### ③町民サービスの向上と将来を見据えた仕組みづくり

- ▶ 社会の変化やデジタル化などの技術の進歩を受けて、住民ニーズを反映した行政サービスを提供するための新しい仕組みを構築します。
- ▶ 多様化する住民ニーズに的確に対応するために、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、地域課題の解決や行政サービスの向上を図ります。

- ▶ 住民との協働や理解促進のため、町政情報の分かりやすい公表と情報の共有に努めます。
- ▶ 町民と行政が協力関係を築き、意見を出し合うことで地域課題を解決する協働のまちづくりを推進していきます。

#### 4. 推進項目

重点事項を達成するため、以下のような推進項目を設定し、推進項目ごとに具体的な実行計画を策定します。



## 重点事項 1 持続可能な財政基盤の確立

① 財政の健全化	将来にわたって安定した行財政運営を行うため、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた配分を行うとともに、補助金や受益者負担の適正化等の検討を推進します。
② 自主財源の確保	地方交付税等への財源依存を脱却するため、町税等の収納率の向上対策に継続して取り組むとともに、様々な資産の有効活用を図り、税外収入の確保を推進します。
③ 公共施設のマネジメント	町民ニーズの変化等を踏まえて公共サービスの持続性を確保するために、町で保有する施設やインフラ整備、その他資産の最適化に向けて計画的にマネジメントを推進します。

## 重点事項 2 職員が能力を最大限発揮し活躍できる職場づくり

① 事務事業の見直し	行政需要が多様化・複雑化する中で、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、町民サービスの向上を図るため、事業の効果を最大限に高められるよう、事務事業の見直しに取り組みます。
② 組織・人員の適正化	行政課題や町民ニーズを捉え、質の高い行政サービスを継続して提供するために、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮し、協力し合って課題解決を図ることができる機能的な行政運営の構築を推進します。
③ 人材の育成と働きやすい職場づくり	職員に求められる知識や能力が専門化・高度化するなか、職員を人財として組織全体で育成推進するとともに、全ての職員が健康で生き生きと働くことができる組織づくりを推進します。

## 重点事項 3 町民サービスの向上と将来を見据えた仕組みづくり

① 自治体DXの推進	デジタル技術を最大限に活用し、時間や場所を問わず、迅速に、正確な行政サービスの提供を推進するとともに、町民がもれなく利便性を享受できるよう環境を整備し、業務の効率化及び質の向上を推進します。
② 町政情報の公表と共有	多様化する町民ニーズに的確に対応するため、町民と行政が互いの情報や課題を共有することで、町の活性化や課題解決に取り組みます。
③ 民間活力の活用	有効で効率的なサービス提供の観点から民間の活力を活用し、効果的な事業手法を展開することで、これまでの行政主体による公共サービスや行政課題に対し、官民協働による取組みを推進します。
④ 多様な主体との連携・協働の推進	地域課題の解決に向け、町と町民、民間事業者、地域団体、NPO法人、学校等との協力体制を構築し、協働のまちづくりを推進します。

## 5 推進体制

行財政改革を確実に推進する体制として、庁内に「矢吹町行財政改革推進本部」を設置し、行財政改革推進本部での検討結果について、「矢吹町まちづくり総合審議会」に報告し、その意見を伺います。

また、本大綱に基づき、実行計画（アクションプラン）を別途策定し、具体性の確保とその着実な進捗に努めます。